

第 1 - 1

一般住宅編

チェックリスト（一戸建ての住宅）

【台所】

- コンロ周りの仕上げ（不燃総厚 15 mm以上）又は離隔
- レンジフード取付部の仕上げ（不燃 9 mm以上）又は離隔
- レンジフードダクトの断熱措置（ロックウール 50 mm以上又は同等品以上、可燃物と 5 cm以上離隔する場合は 25 mm以上又は同等品以上）
- レンジフードダクトの点検口又は幕板離脱等で点検可能である旨の記載

【給湯・暖房設備】

- 給湯設備の排気筒の仕様及び断熱施工
- 一重式排気筒の通気口又は隠ぺい空間に設けない旨の記載
- 天井組込み形の浴室暖房乾燥機（電気式）は自主基準に適合
- 密閉式（FF 式）給湯湯沸設備（密閉式ボイラーを含む）をコア部に設置していない、設置する場合には必要な条件を満たしていることの記載

【ガス】

- LP ガス容器・バルク貯槽の別及び容量の記載
- LP ガス容器・バルク貯槽と火気の離隔又は火気をさえぎる措置
- （バルク貯槽の場合）保安物件との離隔又は構造壁等の記載

【灯油】

- 灯油タンクの容量の記載
- 通気管の先端と開口部（防火設備を除く）の離隔又は引火防止措置

【住宅用防災機器】

- 住宅用防災機器の設置及び種別（熱感知式・煙感知式の別）の記載

一般住宅編（2階建て）

一般住宅編（3階建て）と合わせてご確認ください。

天井組込み形の浴室暖房乾燥機（電気式）は一般社団法人日本電機工業会が定めた自主基準に適合しているか確認する

- 給湯設備等の排気筒・給排気筒の仕様を確認する
- ① 排気筒・給排気筒を隠ぺい部に設ける場合には隠ぺい部への飛込付近及び屋外への出口付近に点検口（450 mm角以上）があるか
 - ② 隠ぺい部に設ける排気筒が一重式の場合には隠ぺい部への飛込付近及び屋外への出口付近に通気口（100 mm角以上）があるか
 - ③ 排気筒・給排気筒を隠ぺい部に設けない場合にはその旨の記載があるか
 - ④ 排気筒・給排気筒の仕様に応じた断熱施工及び可燃物との離隔がとられているか

レンジフードダクトの点検口（450 mm角以上）又は幕板離脱で点検可能な旨の記載を確認する

隠ぺい部のレンジフードダクトはロックウール 50 mm以上（又は同等品以上）で被覆（可燃物と 5 cm以上隔離する場合は 25 mm以上）しているか確認する
（1-3-22～23 ページ参照）

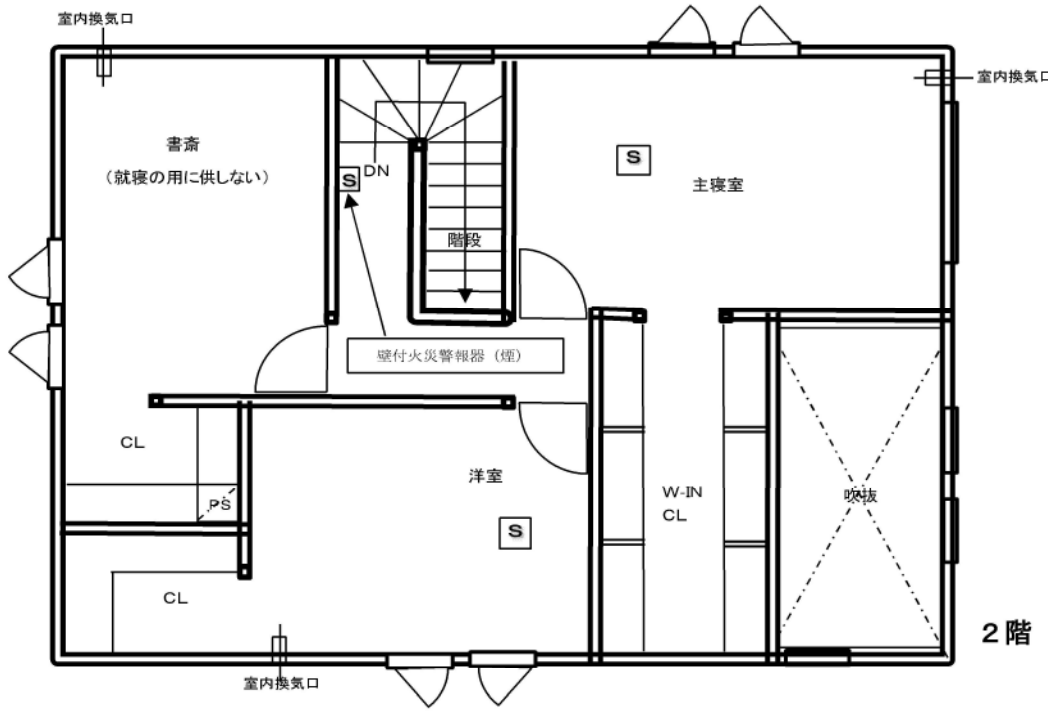
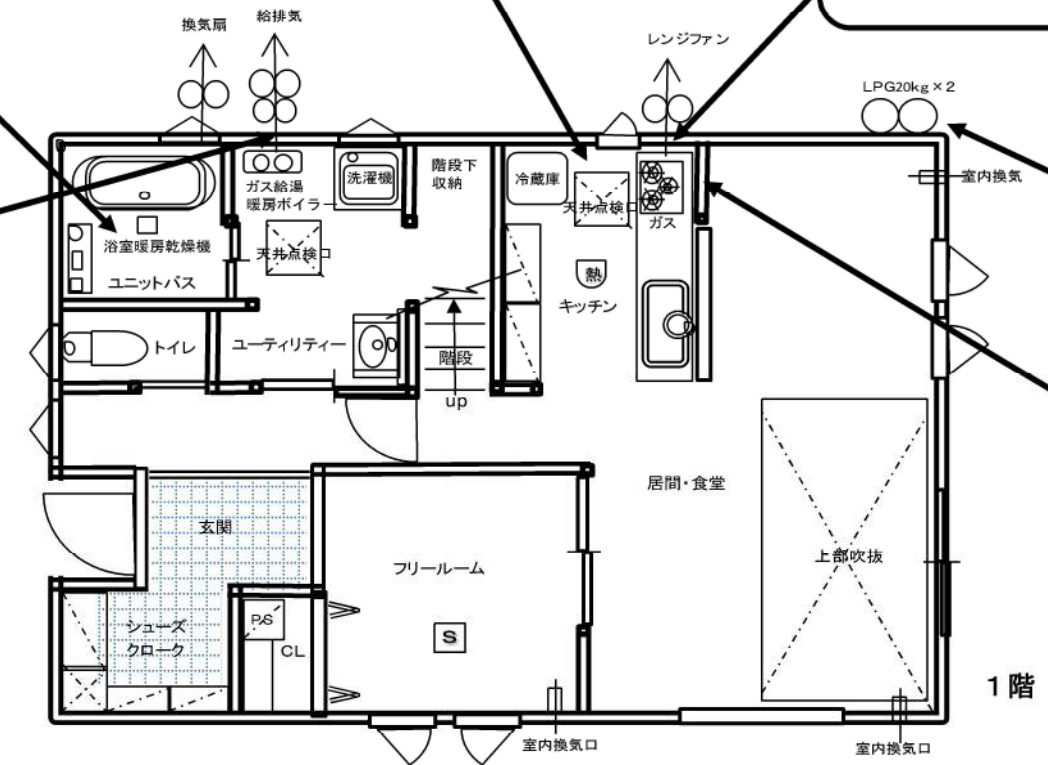
LPG ボンベを置く位置から 2 m以内に火気（裸火・燃焼機器の排気筒・自動車・エアコンの室外機等）がないか確認する
（1-3-16 ページ参照）

コンロ周りの壁は厚さ合計 15 mm以上の不燃材料
レンジフード取付部は厚さ 9 mm以上の不燃材料（必要な離隔が確保されている場合を除く）となっているか確認する
（1-3-21 ページ参照）

住宅用火災警報器等が必要な場所に設置されているか確認する

- (1) 就寝室（煙感知式）
- (2) 台所（煙又は熱感知式）
- (3) 階段（煙感知式）

※ その他、廊下、階段で設置が必要となる場合があります。
（1-1-4 ページ参照）



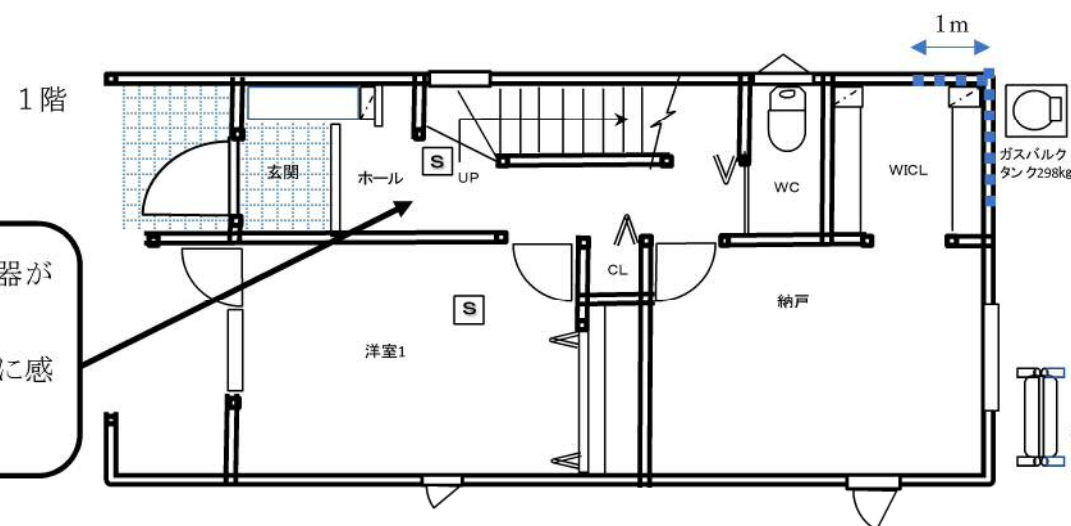
熱：住宅用火災警報器（熱感知式）
S：住宅用火災警報器（煙感知式）

給湯設備等の排気筒・給排気筒と可燃物の離隔

		排気温度 100℃超 260℃以下		排気温度 100℃以下
		排気筒	給排気筒（二層管）	排気筒
開放空間	断熱施工なし			
	断熱施工あり			
隠ぺい空間	断熱施工なし			
	断熱施工あり			

一般住宅編（3階建て）

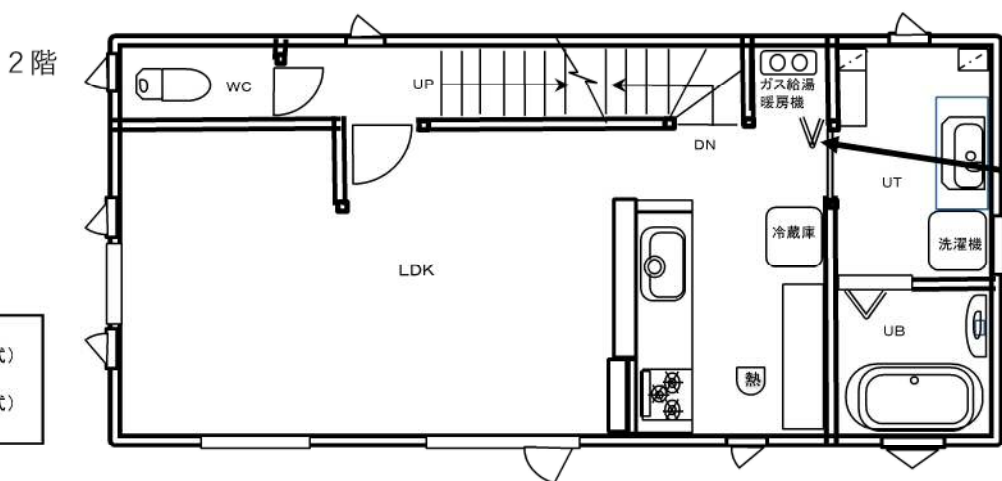
一般住宅編（2階建て）と合わせてご確認ください。



1階階段下端に住宅用火災警報器が設置されているか確認する
（3階に寝室があり、2階の階段に感知器がない場合）

LPガスバルク貯槽の外面から2m以内に火気（裸火・燃焼機器の排気筒・自動車・エアコンの室外機等）がないか確認する
（1-3-16 ページ参照）

LPガスバルク貯槽から住宅（第2種保安物件）までの距離は1m以上となっているか確認する
距離がとれない場合には、垂直投影で貯槽の縦及び横1m以内に開口部がない準耐火構造以上の構造壁等を設けているか確認する
（1-3-16 ページ参照）



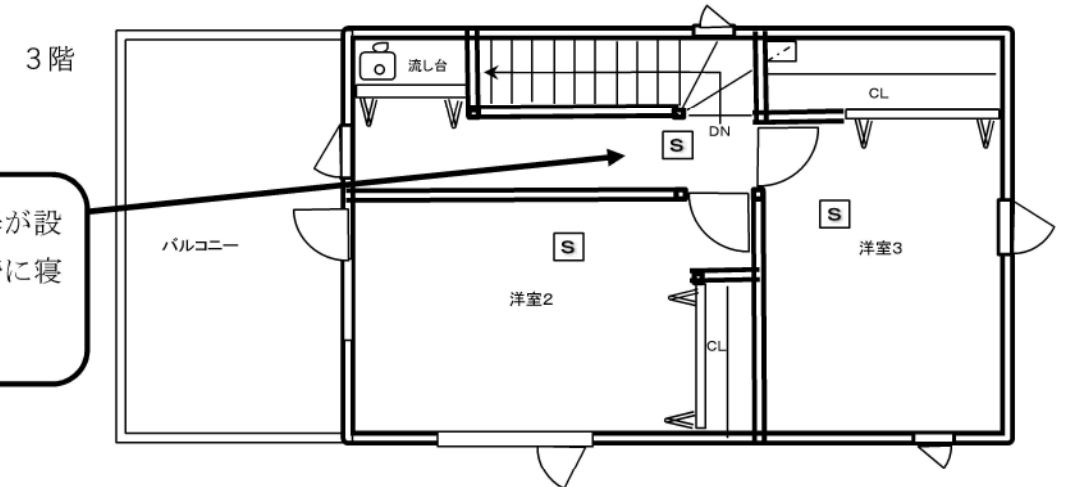
灯油タンクの通気管の先端と建築物の開口部又は火を使用する設備の給排気筒は1m以上離れているか確認する（開口部に防火設備を設ける又は通気管に引火防止措置を講じた場合を除く）
（1-3-15 ページ参照）

FF式給湯湯沸設備・FF式ボイラー等をコア部（狭い収納スペース）に設置する場合、扉が設けられていない又は必要な条件を満たす旨が記載されているか確認する
（1-3-23 ページ参照）

熱：住宅用火災警報器（熱感知式）
S：住宅用火災警報器（煙感知式）

※ コア部に設ける場合、原則扉を設けてはならない。なお、次の全てを満たす場合は扉を設置することができる。

- (1) 収納スペースの壁、天井及び床は金属以外の不燃材料であること
- (2) 壁、扉と機器本体の離隔距離は液体燃料を使用する機器にあつては150mm以上、気体燃料を使用する機器にあつては45mm以上とすること
- (3) 扉の内面は不燃材料とし、容易に開閉できること
- (4) 換気のため上下各500cm²又は扉面積の5%以上(いずれか面積の大きい方)の換気口を設けること
- (5) 扉を開いた状態で、保守点検のための前方スペースが十分確保されていること
- (6) 扉を閉めた状態で、燃焼状態が確認できるコントローラー等を外側に設けること



階段の上端に住宅用火災警報器が設置されているか確認する（3階に寝室がある場合）

住宅用火災警報器等の設置について

条例の規定に基づき、住宅用火災警報器等を設置しなければなりません。

1 設置場所

(1) 就寝室（煙感知式）

普段、寝室として使用している部屋に設置が必要です。

(2) 台所（煙または熱感知式）

料理の煙や水蒸気が生じることを考慮して、熱感知式とすることができます。

(3) 階段（煙感知式）

就寝室が2階以上にある場合は、2階以上の就寝室のある階に設置が必要です。

就寝室が3階にのみあり2階にはない場合は、3階と1階に設置が必要です。

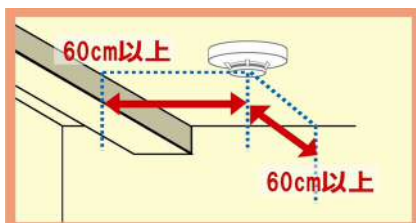
(4) その他（煙感知式）

就寝室がない階で、7㎡（概ね4畳半）以上の部屋が5つ以上ある階は、廊下に設置が必要です。

2 取付方法

天井や壁に取り付けることができますが、次のような基準があります。

天井型



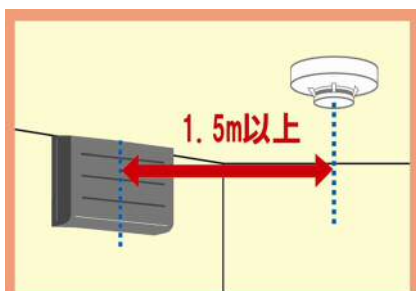
火災警報器の中心を壁（又ははり）から60cm以上離して取り付けます。
熱感知式は、40cm以上離して取り付けます。

壁掛型



火災警報器の中心を天井から15cm以上50cm以内に取り付けます。

エアコンや換気口等の空気吹出し口がある場合



吹き出し口から、1.5m以上離して取り付けます。